

新型インフルエンザ等対策青森県行動計画の概要

1 行動計画改正の趣旨

本行動計画は、青森県における新型インフルエンザ等対策の強化を図るため、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）の規定により、「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」（以下「政府行動計画」という。）に基づき、現行の「青森県新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 18 年 1 月策定。平成 23 年 4 月改正）に、特措法に基づく新行動計画として全部改正により作成することとした。

2 対策における基本的な方針

- (1) 県は、国、市町村、関係機関と連携して、次の 2 点を目的として、新型インフルエンザ等対策を推進する。
 - ・感染拡大を可能な限り抑制し、県民の生命及び健康を保護する。
 - ・県民生活及び地域経済に及ぼす影響が最小となるようにする。
- (2) 平成 21 年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、病原性の高い新型インフルエンザ等への対策を念頭に置きつつ、発生した感染症の特性を踏まえて、病原性が低い場合等さまざまな状況に対応できるものとする。

3 従来計画との主な変更点

(1) 行動計画の構成等

政府行動計画と同じ構成に変更し、発生段階を 5 段階、対策の主要項目を 6 項目とした。

(2) 新型インフルエンザ等に対する体制

- ・指定（地方）公共機関¹の役割等を新たに規定した。
- ・新型インフルエンザ等対策青森県有識者会議等の位置づけを新たに規定した。
- ・新型インフルエンザ等緊急事態宣言²時の措置³を新たに規定した。

(3) 感染拡大防止

- ・特措法に定める不要不急の外出自粛等の要請等を新たに規定した。
- ・特措法に定める施設の使用制限の要請等を新たに規定した。

¹ 新型インフルエンザ等対策を実施する責務を有する医療、医薬品等の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他公益的事業を営む法人等で知事が指定したもの

² 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等が国内で発生し、当該疾患の全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあるものとして、政令で定める要件に該当する事態が生じた場合に、新型インフルエンザ等緊急事態宣言を行う。

³ 宣言対象となった区域の知事は、外出自粛要請、施設の使用制限の要請・指示、指定（地方）公共機関に対する緊急物資の運送の要請・指示等の措置を行う。

(4) 予防接種

- ・特措法に定める「特定接種⁴」の対象事業者における対応等を新たに規定した。
- ・住民接種に関する考え方を新たに規定した。

(5) 新感染症

- ・行動計画の対象を新感染症に拡大して規定した。

(6) 留意事項

- ・対策は基本的人権を尊重して実施するものとし、外出自粛や施設の使用制限の要請等を実施するにあたっては、その制限は必要最小限のものとする。
- ・対策の方針などの意思決定や実施に係る記録の保存について新たに規定した。

4 県行動計画の概要

(1) 本県における被害想定*

受診患者数	144,000人～266,000人	
病原性	中等度	重度
入院患者数	6,400人	24,200人
死亡者数	2,050人	7,700人
1日当たり最大入院患者数	1,100人	4,100人

* 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて推計
県人口の約25%が患、各地域で約8週間続くという仮定

(2) 発生段階：5段階

「未発生期」、「海外発生期」、「国内発生早期」、「国内感染期」、「小康期」

(3) 県行動計画の主要6項目

「実施体制」、「サーベイランス・情報収集」、「情報提供・共有」、「予防・まん延防止」、「医療」、「県民生活及び地域経済の安定」の6項目とする。

ア 実施体制

新型インフルエンザ等が発生し、政府対策本部が設置されたときは、知事を本部長、副知事を副本部長とし、各部局長等を本部員とする県対策本部を設置して、対策に当たる。

イ サーベイランス・情報収集

海外発生期、国内発生早期には、全数把握等のサーベイランス体制の強化を図るが、県内の患者数が増加し、新型インフルエンザに係る情報が蓄積された段階では、入院患者及び死亡者に限定した情報収集に切り替える。また、県内の在日米軍の衛生当局と連携し、米軍人等の患者発生状況を把握する。

ウ 情報提供・共有

多様な媒体を用い、理解しやすい内容で、出来る限り迅速に情報提供を行う。また、情報提供にあたっては、情報を集約して一元的に発信する体制をとる。

エ 予防・まん延防止

⁴ 医療の提供や国民生活及び国民経済の安定に寄与する事業者を対象に、住民への接種に先行して行われる臨時の予防接種。

① 主なまん延防止対策

- ・発生早期の段階には、感染症法に基づく患者への対応（入院措置等）、濃厚接触者への対応（外出自粛要請、健康観察の実施等）等を行う。
- ・基本的な感染対策（マスク着用、咳エチケット等）の勧奨を行う。

② 予防接種

- ・特定接種の実施
特定接種の対象となり得る登録事業者、公務員は、国の基本的対処方針に基づき、特定接種を受ける。
- ・住民接種の実施
市町村は、国が定める接種順位に従って住民に対する予防接種を実施する。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・外出自粛の要請
- ・施設や催物等の制限等の要請・指示等

オ 医療

① 帰国者・接触者外来及び帰国者・接触者相談センター

海外発生期から県内感染期の前の段階までは、「帰国者・接触者外来」において診療を行うとともに、「帰国者・接触者相談センター」を設置して相談に対応する。

② 県内発生早期の対応

新型インフルエンザ等患者については、感染症法に基づく入院勧告を行う。

③ 一般の医療体制への切り替え

「帰国者・接触者外来」以外の医療機関でも患者が見られるようになった場合には、一般の医療体制で診療する体制に切り替える。

④ 医療関係者に対する要請

知事は、新型インフルエンザ等の患者等に対する医療の提供を行うため必要と認めるときは、医療関係者に対し医療を行うよう要請することができる。

⑤ 抗インフルエンザウイルス薬

県は、国が割り当てる備蓄目標量の抗インフルエンザウイルス薬を計画的かつ安定的に備蓄する。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・臨時の医療施設の設置

カ 県民生活・地域経済の安定

県民生活及び地域経済への影響を最小限とできるよう、国、県、市町村、指定（地方）公共機関及び登録事業者は特措法に基づき、事前に十分準備を行うとともに、新型インフルエンザ等発生時には、事業継続計画等に基づき事業等を継続、実施する。

(緊急事態宣言時の主な対応)

- ・指定（地方）公共機関に対し、緊急物資の輸送要請
- ・特定物資の売渡し要請・収用
- ・要援護者への生活支援